

「熊本地震」で被災された方へ ～手数料の免除のお知らせ～

令和 8 年 10 月 19 日

愛知県警察本部

1 免除対象者

熊本地震において災害救助法の適用区域で被災された方

2 免除対象となる手数料の名称及び額

手 数 料 の 名 称		手数料の額
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（道路交通法第95条の2第11項の規定による場合）	2,550 円
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,600 円
	仮運転免許に係る免許証	1,050 円
特定免許情報記録手数料	道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500 円
	道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合	100 円
運転経歴証明書再交付手数料		1,150 円
運転経歴情報記録手数料		900 円
	道路交通法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に受ける場合	100 円
自動車保管場所証明申請手数料		2,300円

3 免除期間

令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日の申請分まで

4 免除申請に必要なもの

- (1) 手数料免除申請書（警察署等の取扱窓口でお受け取りください。）
- (2) 市町村役場が発行する「り災(被災)証明書」（り災(被災)証明書の発行を受けることができない場合には、その理由を記載した「てん末書」）
- (3) その他、再交付手続きに必要なもの

5 既に手続を行い納付された手数料の還付を請求する場合に必要なもの

- (1) 前記4「免除申請に必要なもの」(1)及び(2)に同じ
- (2) 請求書（警察署等の取扱窓口でお受け取りください。）

なお、還付金については、後日口座振込となりますので、本人名義の口座に係る銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要となりますので、通帳や前記の内容がわかるメモ等を持参してください。

6 申請場所

- (1) 免許証再交付及び運転経歴証明書再交付

運転免許試験場、東三河運転免許センター、西・港警察署を除く免許更新窓口のある県内23警察署で受付します。各窓口で取扱いを行う再交付申請につきましては、下表をご覧ください。

- (2) 免許証交付、特定免許情報記録及び運転経歴情報記録

運転免許試験場、東三河運転免許センターで受付します。

各窓口で取扱いを行う交付、情報記録の申請につきましては、下表をご覧ください。

申 請 場 所		運 転 免 許 試 験 場	東 三 河 運 転 免 許 セ ン タ ー	23 警 察 署
免 許 証 交 付		○	○	×
免 許 証 再 交 付	運 転 免 許 証	○	○	○
	仮運転免許に係る免許証	○	○	交付を受けた警察署へ申請してください。
特 定 免 許 情 報 記 録		○	○	×
運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付		○	○	○
運 転 経 歴 情 報 記 録		○	○	×

県外からの住所変更が伴う再交付申請は、運転免許試験場又は東三河運転免許センターで受付します。詳しくは、下記へお尋ねください。

- (3) 取扱い時間及び曜日

各窓口の取扱い時間及び曜日については、下記へお尋ねください。

(問合せ先)

運転免許試験場 電話番号 (052) 801-3211

東三河運転免許センター 電話番号 (0533) 85-7181

問合せ時間

月曜日から金曜日まで (年末年始・休日を除く)

9時00分から17時00分まで

(4) 自動車保管場所証明申請

各警察署窓口で受付します。

各窓口の取扱い時間及び曜日については、下記へお尋ねください。

(問合せ先)

警察本部交通部交通規制課道路使用係

電話番号 (052) 951-1611 内線5198・5199

問合せ時間

月曜日から金曜日まで (年末年始・休日を除く)

9時00分から17時00分まで